

“協働と参画のまちづくり”の推進

—まちづくり協議会とともに—

震災復興土地区画整理事業では、住民主体のまちづくりを基本として、市民・事業者・行政による協働と参画のまちづくりに取り組んできました。

①まちづくり協議会の組織化

「まちづくり協議会」は、居住者や土地・建物の所有者等が構成員となって、住民の皆さん自らがまちづくりに取り組むための組織です。神戸市施行全11地区で事業化となった平成11年には、全体で44の協議会が設立されました。各協議会では、話し合いを積み重ねるなかで、住民の皆さんの意見を反映した「まちづくり提案」をまとめ、順次、市へ提出されました。



松本地区まちづくり協議会

②まちづくり専門家の派遣

まちづくり専門家は、住民への技術的な支援を行うため、全地区に派遣され、区画整理に関する勉強会資料の作成や、住民のまちづくり案検討へのサポートなど、地域の実状にあわせた多様な活動を行ってきており、住民と行政とをつなぐ重要な役割を果たしてきました。

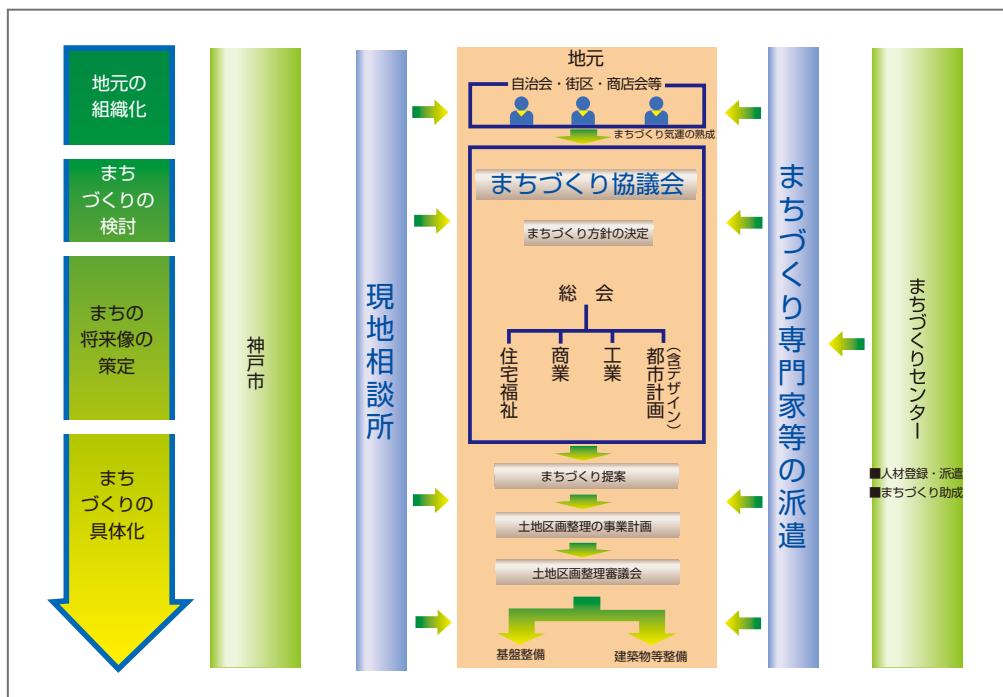
なお、専門家派遣については、1995年（平成7年）7月7日にこうべまちづくりセンター内に「こうべすまい・まちづくり人材センター」が設置され、住民の希望する専門家を派遣するシステムが確立されました。

③現地相談所の設置

現地相談所は、1995年（平成7年）4月24日に全地区に設置され、各事業が終了するまで、地元住民との相談の場となりました。



鷹取東地区現地相談所



まちづくり提案

[まちづくり条例^(注) 抜粋]

第3章 まちづくり提案
(まちづくり提案の策定)
第7条 まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。
(まちづくり提案への配慮)
第8条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための施策の策定及び実施にあたっては、まちづくり提案に配慮するように努めるものとする。

(注)正式名称
神戸市地区計画及び
まちづくり協定等に関する条例

まちづくり支援制度

【1】専門家派遣

- ①アドバイザー派遣
・まちづくりの勉強会等に
アドバイザーを派遣



【1】専門家派遣

- ②コンサルタント派遣
・まちづくり計画の作成等に
コンサルタント等を派遣



【2】まちづくり活動助成

- ・まちづくりニュース作成費、
会議費等を助成

